

3D 都市モデルを活用した JR 伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

いの町役場土木課

1. 目的

この実施要領は、いの町の 3D 都市モデルを活用した JR 伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務（以下、「本業務」という。）の契約相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

（１） 業務名 3D 都市モデルを活用した JR 伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務

（２） 業務の目的

本業務は、いの町の玄関口としてふさわしい活気ある駅前エリアにするべく、周辺の建築物も含めて「JR 伊野駅前周辺再整備基本構想」の策定を目的とする。

J R 伊野駅前は、町の玄関口としてすでに、一定の商業や文化的な機能を有し、町の中心地としての役割を担っているが、近年、「JR 伊野駅前駐輪場」では、使用頻度が著しく低下している。

また、多くの公共交通機関のバス等が出入りしており、公共交通の維持を図るべく県北部交通の拠点機能の充実を図るなど、公共交通の結節点としての機能や課題がある。

これらの課題を解決するため、令和 6 年度に整備を行った 3D 都市モデルを活用し、JR 伊野駅前の拠点形成の検討を図り、併せて、隣接する民有地の活用を官民連携で検討することにより、駅前空間の活性化・公共交通の維持に向けた調査検討を行うものである。

（３） 業務内容

別紙「3D 都市モデルを活用した JR 伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務 特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

ただし、仕様書は発注者が業務の成果として求める最低限の内容を示しており、本プロポーザルにおける特定者の技術提案内容に応じて変更があるものとする。

（４） 業務委託に関する委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）

（５） 事業規模（提案限度価格）

金 1 2, 8 7 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3. 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施するものとする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる参加資格要件を満たしている、単体企業又は特定委託共同企業体（以下、「JV」という。）とする。

（１） 単体企業として、本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- ② 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調停に関する法律（平成１１年法律第１５８号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- ③ 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- ④ いの町入札参加資格者名簿において「測量」の登録があること。
- ⑤ いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- ⑦ 過去５年間（令和２年４月１日から）で、全国における下記同種業務（※１及び※２）を元請として受注した実績を有する者であること。なお、※１及び※２の実績については別々の契約で実施した場合でも認める。

（※１）国土交通省都市局のProject PLATEAUに準じた３Ｄ都市モデル整備もしくは、その他地方公共団体における３Ｄ都市モデル整備

（※２）まちづくり基本構想策定に関する業務、エリアプラットフォーム構築支援、エリアビジョン策定、官民連携基本方針又は基本計画、地域公共交通計画策定、立地適正化計画、都市計画マスタープラン

⑧ 仕様書に定める配置予定技術者の要件に基づき、管理技術者、照査技術者、担当技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者は受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。また、各技術者は同一の者が兼ねることができない。

（２） JVとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ① 代表構成員は、４．（１）に規定する単体企業としての要件をすべて満たすこと。
- ② 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つ必要があることから、４．（１）⑧に定める配置予定技術者のうち、管理技術者、照査技術者を配置できるものとする。

- ③ すべての構成員は、4.(1)に規定する単体企業としての要件のうち、4.(1)④及び⑧を除くすべてをみたすこと。
- ④ すべての構成員は、4.(1)⑧に定める配置予定技術者のうち、担当技術者を最低1名選任できること。
- ⑤ 4.(1)④に規定する資格を有さない者は、法人登記全部事項証明書及び納税証明書等の提出を求める。

※1 単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、技術提案書の提出までに代表構成員としてJVを組み、12.(3)－2)様式12に規定する共同企業体協定書(案)を提出し、応募することは認める。

※2 JVとして参加表明書を提出し資格を得た応募者が、技術提案書の提出までにJVの構成員を新たに追加し、12.(3)－2)様式12に規定する共同企業体協定書(案)を提出し、応募することは認める。

※3 すべての構成員のうち、4.(1)－④に規定する資格を有さない者は、法人登記全部事項証明書及び納税証明書等の提出を求める。

(3) 参加における制限

1) 応募条件

- ① 応募者からの応募は1点のみとする。
- ② 応募者は、連名による応募はできない。
- ③ 応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ④ 応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ⑤ 応募者が業務を再委託する協力事務所は、応募者として単体企業及びJVの代表構成員又は構成員となることはできない。

※1 応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

※2 4.(2)の※1及び※2で追加された構成員が、4.(3)－1)－③から⑤を満足しない場合は、該当する構成員が所属する全てのJVは失格となる。

※3 4.(3)－1)①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

5. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年7月11日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和7年7月14日(月)から 令和7年7月22日(火)まで

③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年7月25日（金）
④ 参加申込書の提出期限	令和7年7月28日（月）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知 ※1次審査の結果通知	令和7年8月 1日（金）
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和7年8月 4日（月）から 令和7年8月18日（月）まで
⑦ 企画提案書の審査	令和7年8月25日（月）予定
⑧ 審査結果の通知	令和7年8月28日（木）予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和7年9月 1日（月）予定
⑩ 審査結果等の公表	令和7年9月 4日（木）予定

①、③、⑩についてはいの町ホームページにて公表する。

⑤、⑧については文書にて通知する。

6. 参加手続き

（1） 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日 令和7年7月11日（金）

② 公表方法 いの町公式ホームページ

③ 配布方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、いの町ホームページからダウンロードにより配布する。

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出すること。

2) 受付期間

令和7年7月14日（月）9時から令和7年7月22日（火）17時まで。

（ただし、受信確認は、閉庁日を除く9時から17時までとし、受信確認メールを返信する。）

3) 提出先

いの町役場土木課 担当 岡林（優）

電話番号 088-893-1116

E-mail doboku@town.ino.lg.jp

所在地 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

4) 回答方法

令和7年7月25日（金）9時以降に、町公式ホームページに掲載

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びいの町契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。なお、12.(2)で参加申込書の記載に係る留意事項を確認すること。

1) 参加申込書(様式2-1、2-2)

2) 提案者情報書(様式3)

※JVの場合は、代表構成員のみとする。

3) 業務受託実績書(様式4-1、4-2)

(テクリスの業務カルテまたは契約書の写し、若しくは履行証明書(任意様式)を添付)

4) 予定技術者経歴書(様式5、6)

管理技術者、主たる担当技術者

※資格証明書の写しを添付

5) 業務実施体制図(様式7)

② 提出期限

令和7年7月28日(木) 必着

③ 提出場所

いの町役場土木課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵便による場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認(1次審査)結果

令和7年8月1日(金)

参加申込書提出者に対し、参加資格(1次)審査結果(様式8-1、8-2)を通知する。

※5者を超える参加申込があった場合のみ1次審査として通知する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

1) 企画提案書表紙(様式9)

2) 企画提案書

ア 実施方針（様式10）

業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方法を記載。

イ 実施手順（任意様式）

業務の手順、方法等を記載

ウ 業務工程表（任意様式）

バーチャートに記載

エ 技術提案書（任意様式）

A4版 10頁以内

本業務の趣旨、業務目的、現状及び課題を踏まえ、以下について提案を行うこととする。

(ア)現状と課題の整理手法

(イ)まちづくりの方向性

(ウ)基本構想の策定

(エ)検討委員会の運営支援

(オ)ユースケースデータの作成

3) 見積書及び内訳書（任意様式）

ア 見積内訳書は項目、数量、単価、諸経費等を分類し記載

イ 会社名と代表者名の記載及び代表者印を押印

ウ 提案限度額（消費税額及び地方税額を含む）以内の見積金額を記載

エ (3) ① 2) エ (エ) の閲覧方法については国土交通省都市局ビューワ (Plateau View App) を想定しており、運用保守に係る費用は原則発生しないものとする。但し、今後の本町での3D都市モデル活用に有効と考えられるビューワを別途提案する場合、そのビューワの運用保守費を5年間計上するものとし、提案限度価格の範囲内に収めること。

オ エ (3) ① 2) エ (オ) に記載する内容のうち、本業務で実施するものについてはその費用を計上するものとし、提案限度価格の範囲内に収めること。

② 提出期限

令和7年8月4日（月）9時から令和7年8月18日（月）17時まで。

（受付時間帯は、閉庁日を除く9時から17時までとします。）

③ 提出場所

いの町役場土木課 担当 岡林（優）

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

④ 提出方法

直接持参

⑤ 提出部数

提出部数は、正本１部、副本１０部

（４） プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの順番は事前に担当部署（土木課：都市計画係）がくじを行い、その結果により決定する。

- ① 実施日時 令和７年８月２５日（月）（午後予定）
※詳細については、別途通知する。
※都合により変更する場合がある。
- ② 会 場 １０３会議室（いの町役場１階）
オンラインによるプレゼンテーションも可能
※６．（４）⑥を参照
- ③ 提案方法 次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容を説明すること。
 - ・準備片付け（１０分以内）
 - ・プレゼンテーション（２０分以内）
 - ・質疑応答（１０分以内）
- ④ 出席者 配置予定の管理技術者もしくは主たる担当技術者を含む５名以内
- ⑤ 実施方法 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された企画提案書以外の資料を使用し、説明は不可とする。ただし、説明の補足用として、要約したものなどをモニターに投影することは可とする。なお、説明の補足用資料（データ）を使用する場合は、事前に担当部署（土木課：都市計画係）に使用の旨の連絡を行うこと。
- ⑥ オンライン オンラインによるプレゼンテーションの場合は、事前（８月２２日まで）に担当まで連絡すること。なお、会場のいのホールには１名以上が参加しなければならない。会場となる「１０３会議室」では電波状態が脆弱であるため、当町のフリーWi-Fiを使用することも可能。
- ⑦ その他 提案説明に必要なモニターは本町で用意する。その他の機材を使用する場合は、提案者が用意すること。

７．受託候補者の選定

（１） 選定手順

審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「３Ｄ都市モデルを活用したＪＲ伊野駅前周辺再整備

基本構想策定業務プロポーザル審査委員会」が実施する。

(2) 審査方法

- ① 参加者が5者を超える場合は、事前に1次審査（書類審査）を行い、2次審査（プレゼンテーション）を行う者を5者程度に選定する。なお、1次審査は業務実績、業務実施体制を審査し選定する。
- ② 2次審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）を基に、（別紙1）審査基準書に基づき総合的に評価する。

(3) 受託候補者の決定

2次審査は、審査委員1名あたり150点満点（企画提案内容及び技術資料）とし、合計1050点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い事業者を受託候補者とする。なお、審査委員が審査委員会を欠席した場合は、出席した委員の合計点を満点とする。

また、参加申込者が1者であった場合も、審査を行う。ただし、出席した全委員の企画提案内容の平均得点と技術資料の合計得点が90点（150点満点）に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者とししない。

【順位付けの条件】

- ① 出席した全委員の企画提案内容の平均点数と技術資料得点の合計が最高得点の者
- ② ①が複数ある場合、評価項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い者
- ③ ②が複数ある場合、見積書の金額が低い者
- ④ 前号の規定により順位が決定できない場合は委員長が決定する。

8. 審査結果

審査結果は、令和7年8月28日（木）以降にプロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付し、令和7年9月4日（木）以降に町公式ホームページで公表する。

なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9. 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を実施する。

10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがある。

11. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。したがって、提出する企画提案書等に非公開とする部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式11）に非公開とする部分と具体的な理由を記載し提出すること。なお、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や、公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開する場合がある。本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

12. 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 参加申込書の記載に係る留意事項

① 様式2-1及び2-2（参加申込書）

- 1) 応募者の必要事項を記載し、押印すること（署名の場合は押印省略可とする）。なお、JVの場合は様式2-2を使用し、代表構成員及び構成員を記載すること。
- 2) 連絡先については、様式記載の必要事項について必ず記載すること。

- 3) J Vの場合は、添付資料参加資格要件確認書について、代表構成員・構成員を別として記載すること。

(3) 技術提案書の記載に関わる留意事項等

① 様式7（業務実施体制）

- 1) 本業務に配置予定の管理技術者及び担当技術者について、氏名、所属及び分担業務を記載すること。
- 2) 担当技術者は、その分担する業務内容等により、2名まで配置することができる。担当技術者を2名配置する場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者（発注者との連絡窓口となり中心的に業務を実施する者）と副担当技術者を各1名選任し、その旨を分担業務記載欄に「(主)」及び「(副)」と記載すること。
- 3) 提出者以外の企業等に所属する者を予定技術者として配置しようとする場合には、その者が所属する企業名等を所属記載欄に明記すること。

② 様式12（特定委託共同企業体協定書）

- 1) J Vとして事業へ応募する場合に提出する。

※様式12については、協定書案として一例を示しているものであり、共同企業体の設立を前提とし、代表構成員と構成員との間ですでに定められた協定書がある場合は、この案に拘束されるものではない。

③ 様式5、6（予定技術者の経歴等）

- 1) 配置予定の管理技術者及び担当技術者について作成すること。
- 2) 記載量の多寡に関わらず、予定技術者1名につきA4判縦1枚で作成すること。
- 3) 「主な業務経歴」については、「当該分野業務従事年数」の参考とするので、どのような業務に従事したかをわかりやすく、簡潔に記載すること。
- 4) 「当該分野業務従事年数」については、当該分野における経験年数とする。
- 5) 「同種又は類似業務実績」については、実績エリアを問わない。
- 6) 手持ち業務のうち、配置予定技術者として特定された未契約業務の履行期間、契約金額については、プロポーザル主催者より示されている見込みを記載すること。

(4) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおり。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。

- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
(町からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式13)により、土木課へ提出すること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがある。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

13. 問合せ先

所在地	〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1 担当部署 いの町役場土木課 担当 岡林(優)
電話番号	088-893-1116
FAX番号	088-893-1440
E-mail	doboku@town.ino.lg.jp